

山陽小野田市農業委員会

第35回

総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月12日午後1時30分から午後2時06分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	3	村 上 俊 治
会長職務代理者	1 4	松 村 孝 子
委 員	1	齊 藤 勇
	2	梶 田 智 志
	4	眞 鍋 喜久夫
	5	前 島 昭 博
	6	二 井 一 夫
	7	重 永 達 記
	8	山 本 シゲ子
	9	田 中 覺
	1 0	五十嵐 奨
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦
	1 3	森 田 祐 三

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第144号 農地法第3条 権利の移動

議案第145号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第146号 現況証明願い

報告第67号 農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第68号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第147号 農用地利用集積計画

議案第148号 農用地利用配分計画の案について

報告第69号 非農地判定による通知について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第 35 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員はありません。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 総会では申請人の住所、氏名、土地の表示などの個人情報に関わる事項については、議案説明において読み上げませんので、よろしくお願い致します。
- 本日の議事録署名は 4 番眞鍋委員と 5 番前島委員にお願いします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第 144 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
- 局長 今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件です。
- 議案第 144 号番号 63 について議案書をもとに説明いたします。
- 議案書 1 ページをご覧ください。譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は 5,268 m²です。位置図は 2 ページ、公図は 3 ページから 5 ページまでをご覧ください。
- 申請地は、■■■■から■■■■へ約 1.3 km に位置する農用地内の農地及び第 3 種農地です。
- 1 ページをご覧ください。
- 譲受人の耕作面積は 34,905 m²で、自作です。
- 権利設定等の事由は、農業経営規模を拡大したい譲受人の要望に、高齢により耕作が困難となり農業経営を中止したい譲渡人が応じたものです。
- 譲受後は水稻を栽培する予定です。
- 売買による所有権の移転になっております。
- 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- なお、報告に当たっては、個人情報保護の観点から個人名などは使わず、譲渡人、譲受人等で表現してください。
- 5 番 現地の報告をさせていただきます。5 月 7 日に事務局職員 2 名と重永委員、私の 4 名で現地調査報告を行いました。該当地は平原沖の■■■■

番と ■番と ■番および ■の4筆となります。申請地はよく管理された状態で ■を除きいずれも水稻耕作、現状では代掻きの最中でした。周囲の水田もよく管理された状態でした。 ■の現状は果樹の無花果やピーマンかぼちゃ等の野菜が耕作中でした。

周辺の状況は ■が ■の公園、南側が雑種地となっていました。譲受人は3.5haを耕作中で、農業機械等も揃っているため耕作可能であると判断されます。境界は畦畔等で確認できております。以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第144号番号63に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

次に番号64について事務局の説明を求めます。

局長 議案第144号番号64について議案書をもとに説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は田及び畑、面積は3,046㎡です。位置図は7ページ、公図は8ページ及び9ページをご覧ください。

申請地は、 ■から ■へ約6.0kmに位置する農用地内の農地及び第2種農地です。

1ページをご覧ください。

譲受人の耕作面積は3,046㎡で、自作です。

権利設定等の事由は、譲り受けて維持管理を行い、農地が荒廃することを防ぎたい譲受人の要望に、高齢により耕作が困難となり農業を中止したい譲渡人が応じたものです。

譲受後は水稻、野菜などを栽培する予定です。

贈与による所有権の移転になっております。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

7番 現地の報告をさせていただきます。5月7日に事務局職員2名と前島委員、私の4名で現地調査報告を行いました。当該地は ■の一番南側の農振地域になります。今回の申請地は3か所、自治会でいえば2つの自治会にまたがる場所に位置しております。一か所は作物がまだ植え付けられておりません。年に数回ほど耕起がされており、あ

まり草は生えていません。残り二筆については水稻と家庭菜園程度の野菜を耕作しております。現在の耕作者は譲受人の母親で、高齢であるため譲り渡すとの事でした。現在も作付されておりますし、特段問題となる事項はないと思います。農地の生前贈与になります。以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 144 号番号 64 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 145 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第 5 条の許可申請は 6 件です。

議案第 145 号番号 147 について議案書をもとに説明いたします。

議案書 10 ページをご覧ください。譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は 1,618 m²です。位置図は 12 ページ、公図は 13 ページ、土地利用図は 14 ページ及び 15 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 0.6 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

10 ページをご覧ください。

転用目的は、太陽光発電施設の設置です。

申請の理由は、太陽光発電施設を設置して再生可能エネルギーの売電事業を行いたい譲受人の要望に、高齢で耕作ができず、営農を中止していた譲渡人が応じたものです。

契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

7 番 現地の報告をさせていただきます。現地は 付近の 地区です。周囲には休耕田が点在し、申請地もその一つです。申請地の状況は草地で、以前個人名での太陽光発電の申請が出ていたものを資金上の都合により会社名義で再度申請しなおしたものです。雨水処理に関しては、既存の農業用排水路に流します。汚水に関しては発生しません。周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。

境界については既設構造物や畦畔等で確認しております。以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。

何か質問はありませんか。

議長 無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 145 号番号 147 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 148 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 145 号番号 148 について議案書をもとに説明いたします。
議案書 10 ページをご覧ください。借受人、貸付人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は畑、面積は 331 m²です。位置図は 16 ページ、公図は 17 ページ、土地利用図は 18 ページ及び 19 ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXからXXXXXXへ約 6.1 km に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

10 ページをご覧ください。

転用目的は、自己用住宅の建設です。

申請の理由は、子育てや親の老後を考慮し、祖父の土地を使用貸借して自己用住宅を建設したい借受人の要望に、高齢で耕作を中止している貸付人が応じたものです。

契約の種別は、使用貸借となっております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

7 番 現地の報告をさせていただきます。周辺の状況はXXXXXXXXXXの一番XXXXXX部の山沿いに位置する場所となります。息子夫婦が家を建てるということで既存の宅地のすぐ隣の畑地を利用するとの事でした。雨水処理に関しては溜枡から農業用排水路の方に排水します。污水に関しては合併浄化槽で処理します。埋立法面の処理は特に行いません。境界については既設構造物、境界杭で確認できております。以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 145 号番号 148 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

局長

次に番号 149 について事務局の説明を求めます。

議案第 145 号番号 149 について議案書をもとに説明いたします。

議案書 10 ページをご覧ください。譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は 506 m²です。位置図は 20 ページ、公図は 21 ページ、土地利用図は 22 ページ及び 23 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 0.9 km に位置する第 1 種農地となります。

10 ページをご覧ください。

転用目的は、自己用住宅の建設です。

申請の理由は、子どもの成長などで現在の住居が手狭となったため、生活の利便性が良い祖母の農地を譲り受け、自己用住宅を建設したい譲受人の要望に、自身は営農を行っていない譲渡人が応じたものです。

契約の種別は、贈与となっております。

本件は、第 1 種農地を対象とした事案ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、代替性もないことから、農地法施行規則第 33 条第 4 項に該当し、許可の対象となるものです。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

5 番

現地の報告をさせていただきます。申請地の状況は田で、現状は自家消費用の野菜が耕作中でした。南側には譲受人の祖母にあたる譲渡人の住居があり、孫のために土地を提供するとの事です。北側は水路を挟んで同じく譲渡人が施設園芸でアスパラガスを栽培しています。西側は休耕田で、東側は山陽小野田市の を挟んで宅地になっています。雨水処理に関しては北側の既存の水路に排水します。生活排水の処理は浄化槽を設置して処理を行います。一般個人住宅ということで基準となる 500 m³以下を超えていますが、規定ではおおむねとのことで+20%の範囲を超えないため問題はないと思われれます。また、平屋で建蔽率も 23% で基準を満たしているため問題はありません。申請地への進入路の位置は の からとなります。境界に関しては既存の構造物や測量杭で確認できております。以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 145 号番号 149

に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 150、番号 151 及び番号 152 については関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長

議案第 145 号番号 150、番号 151 及び番号 152 については関連しますので、議案書をもとに一括して説明いたします。

議案書 10 ページをご覧ください。譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田及び畑、面積は番号 150 が 1,440 m²、番号 151 が 1,215 m²、番号 152 が 757 m²です。位置図は 24 ページをご覧ください。また、公図は 25 ページ、29 ページ及び 33 ページ、土地利用図等は 26 ページ及び 27 ページ、30 ページ及び 31 ページ並びに 34 ページ及び 35 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 1.3 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

10 ページ及び 11 ページをご覧ください。

転用目的は、太陽光発電施設の設置です。

申請の理由は、太陽光発電施設を設置して再生可能エネルギーの売電事業を行いたい譲受人の要望に、高齢で耕作ができず、営農を中止していた譲渡人が応じたものです。

契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

5 番

現地の報告をさせていただきます。大まかに 3 か所に分かれておりますので順を追って説明させていただきます。25 ページ目の申請地、 に関して、申請地は田、現況は保全管理中でした。周囲の状況は、西側が草地、東側は道路で水路を挟んで草地、北側の が水田、 が草地、南側は保全管理となっていました。雨水処理に関しては自然流下で東側の暗渠水路に流します。進入路は少し狭いものの東側の道路から出入りいたします。建材等は軽トラ等で搬入するようです。境界については畦畔や測量杭にて確認しております。続いて、番号 151 の報告に入ります。議案書 29 ページの申請地の および は見かけ上一体となっていて、保全管理の状況でした。地目は田となっております。 が 60 cm 程嵩上げされており、地目は畑となっています。じゃがいもや玉ねぎが耕作中でした。

周囲の状況は、北西側が道を挟んで住宅、南側は保全管理中で隣地は果樹栽培中でした。雨水処理に関しては自然流下で南側水路に流します。先と同じく進入路は狭いですが北西側の道路からとなります。境界については畦畔と測量杭で確認しております。最後に番号 152 の報告に移ります。33 ページをご覧ください。■■■■番は昨年まで水稻耕作をしていたと思われる状況でした。地目は田で、周辺の状況は全て不作付地の保全管理中あるいは、草地となっていました。雨水処理に関しては自然流下で南側水路に流します。進入路は東側道路で、先と同じように広くないため、軽トラ等で搬入するようです。境界についても先と同じように畦畔や測量杭で確認できております。以上の事から特に問題はないと思います。現地調査報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 145 号番号 150、番号 151 及び番号 152 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 146 号「現況証明願いについて」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

今月の「現況証明願い」は 1 件です。

議案第 146 号番号 34 について議案書をもとに説明いたします。

議案書 36 ページをご覧ください。申請者、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は 98 m²です。位置図は 37 ページ、公図は 38 ページをご覧ください。

申請地は■■■■から■■■■へ約 0.7 km、農用地外にあります。

本件は、以前から公衆用道路として使用され、現在に至っております。

すでに農地性は認められず、非農地証明に至ったものです。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

7 番

申請地は 15 年ほど前から部落道として使用していたようです。

周辺の状況は南側が住宅地で、北側が水田に囲まれた農地となっています。申請地の状況は、分筆登記を行った際に私有地であることが判明し、公衆用道路として市に寄付するために地目変更登記が必要となり、この度現況証明願を提出したものです。現地は既に道路として長年使用されており農地性はありません。以上で報告を終わります。

何か質問はありませんか。

議長

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 146 号番号 34 に

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 67 号「農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出」について事務局の説明を求めます。

なお、五十嵐委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本件議事に参与することができませんので、恐れ入りますが、退席願います。

(五十嵐委員 退席)

今月の農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 1 件です。

局長 議案書 39 ページをご覧ください。

転用者、土地の表示は、議案書記載のとおりです。面積は 1,348 m²のうち 9 m²です。位置図は 40 ページ、公図は 41 ページ、土地利用計画図等は 42 ページ及び 43 ページをご覧ください。

届出地は、 から■へ約 2.2 km、農用地内にあります。

本件は、農地に野菜保冷库用の倉庫を設置するものです。

次に現地調査報告をお願いします。

7 番 現地調査報告をさせていただきます。周辺の状況は水田に囲まれた農村地域です。申請地の状況は、現在南側にトウモロコシが作付されております。雨水処理に関しては、既存の排水路に排水します。汚水は発生しません。申請地への進入路は図面南側からで、幅員は約 3m です。境界については境界杭で確認しております。以上の事から特に問題はないと思います。これで現地調査報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

(挙手あり)

9 番 これはプレハブを置くだけですか。

局長 一応基礎工事がありますので、据え付けになると思います。

9 番 わかりました。

議長 他にありませんか。

無いようでしたら報告第 67 号番号 9 の審議を終わります。

(会長退席)

職務代理者 会長は、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本件議事に参与することができませんので、退席されました。

最初に報告第 68 号番号 145 を議題とします。

事務局の説明を求めます。

局長 44 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 145 から 155 までの 11 件です。

職務代理者 報告第 68 号番号 145 は、現契約を合意により解約するものです。
何か質問はありませんか。無いようでしたら報告第 68 号番号 145 は報告どおり処理します。
会長は自席にお戻りください。
(会長着席)

議長 次に報告第 68 号番号 146 から番号 155 までを議題とします。
事務局の説明を求めます。

局長 同じく 44 ページをご覧ください。
報告第 68 号番号 146 から番号 155 までは、現契約を合意により解約するものです。

議長 何か質問はありませんか。
無いようでしたら報告第 68 号番号 146 から番号 155 までは報告どおり処理します。次に、議案第 147 号「農用地利用集積計画」を議題とします。
なお、松村会長職務代理者は、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本件議事に参与することができませんので、恐れ入りますが、退席願います。
(この間、松村会長職務代理者退席)

局長 最初、最初に番号 30 から番号 32 までを議題とします。
事務局の説明を求めます。
46 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の番号 30 から番号 32 までの 3 件の筆数は 6 筆で面積は 5,977 m²です。
ご審議の程お願いします。

議長 質問はありませんか。
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により、議案第 147 号番号 30 から番号 32 までは原案どおり決定することとします。
次に番号 28 及び 29 並びに番号 33 から 40 までを議題とします。
事務局の説明を求めます。

局長 46 ページから 48 ページまでを御覧ください。
農用地利用集積計画の番号 28 及び 29 並びに番号 33 から 40 までで件数は 12 件、面積は 21,420 m²です。
ご審議の程お願いします。

議長 質問はありませんか。
(挙手あり)

9 番 小野田の土地を美祢市の方が借りるとの事ですが、既に大規模に農業をやっておられる方なのですか。

局長 美祢市の認定農業者の方で、今回借りる土地の周りはほとんどこの方が集積されております。

9 番 わかりました。

議長 他にありませんか。ないようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 147 号号 28 及び 29 並びに番号 33 から 40 までは原案どおり決定することとします。

次に議案第 148 号「農用地利用配分計画(案)」を上程します。事務局の説明を求めます。

局長 50 ページを御覧ください。
議案第 148 号「農用地利用配分計画 (案)」について議案書をもとに説明します。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和 2 年 4 月 29 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号 1 から 8 までの 8 件、15 筆、30,362 ㎡でございます。
ご審議の程お願いします。

議長 質問はありませんか。
無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することとします。
以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。
次にその他に入ります。事務局の説明を求めます。

局長 次回の現地調査は、6 月 4 日(木)午前 9 時から、田中委員、村上雅彦委員でお願いします。
第 36 回総会は、6 月 10 日(水)13 時 30 分からで、会場は保健センター集団指導室です。

議長 以上をもちまして第 35 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。
(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 06 分 閉会

山陽小野田市農業委員会
会 長

議事録署名委員
4 番委員

議事録署名委員
5 番委員